

(2) 学校における人権教育推進計画の策定

人権教育の営みは、すべての教育活動を通して積極的に行われなければなりません。そのためには、校内における人権教育推進体制を整備する必要があります。また、その推進にあたっては、子どもたちの実態やその背景にある保護者や地域の実態を正しく把握し、それに基づいて学校としての人権教育推進計画を策定する必要があります。

人権教育推進体制の整備

各学校においてはこれまでも子どもたちの実態や地域の実状に配慮して、学校教育の全体構想が立てられてきました。大切なのは、その全体構想が学校教育活動に具現化・具体化されているかということです。そして、その構想や活動に人権尊重の理念が十分に生かされているかということです。そのためにも、あらゆる教育活動が人権尊重の精神に立って行われているかを点検しながら、学校運営全体を企画・調整する体制を整備する必要があります。人権教育推進委員会等の設置は、その具体化です。

また、人権学習についての年間計画の作成や教職員研修の企画・立案等を行う際にも、すべての校務分掌等が人権教育の推進に具体的にかかわるようにすることが重要です。

人権教育推進計画の策定

ア 人権教育推進計画の策定について

人権教育を発達段階に即して系統的・発展的に取り組むためには、子どもたちの実態やその背景にある保護者や地域の実態を踏まえ、取り組むべき重点課題を明らかにする必要があります。その重点課題に照らして各学校の具体的実践目標を設定し、人権学習や教職員研修等を組み立てるなど、学校全体としての推進計画を作成することが必要です。

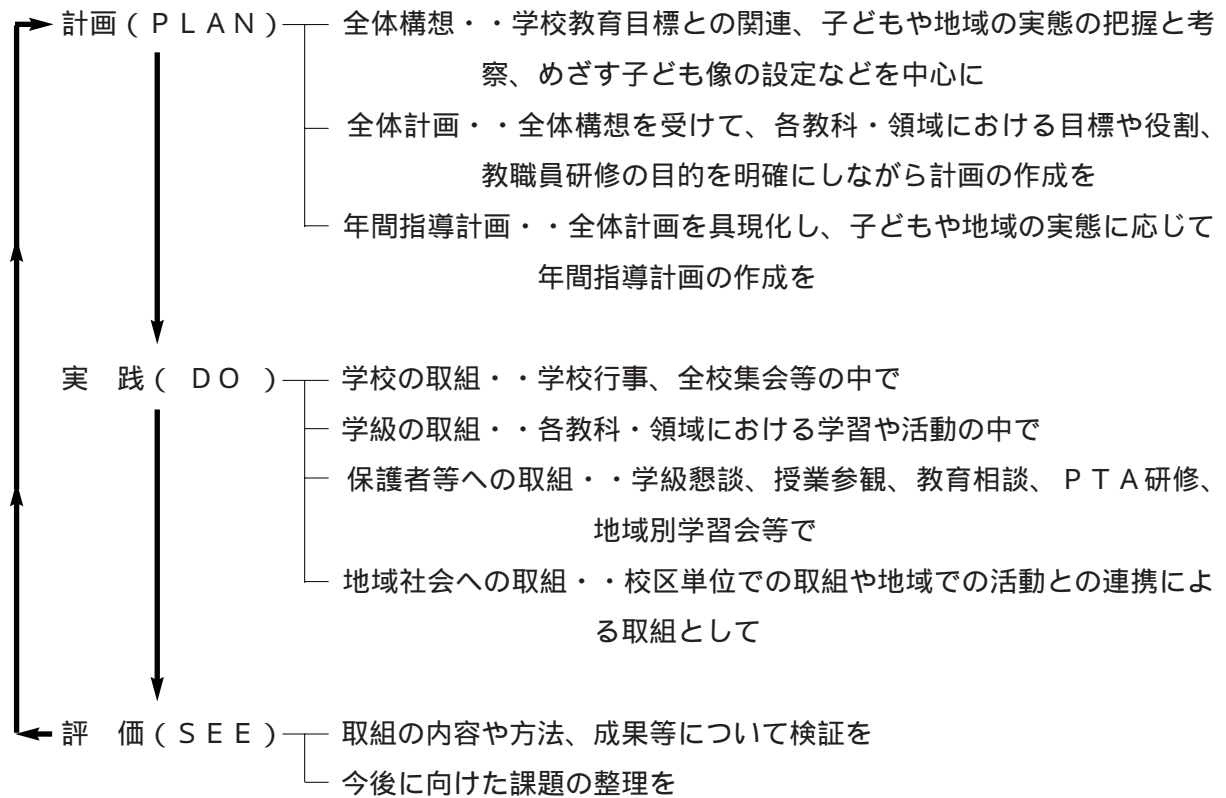
推進計画の策定については、(1)で示した「学校において大切にしたい内容」等に留意し、学校の修業年限や地域における校種間の連携をも見通したものとして作成することが大切です。

また、推進計画は、毎年、子どもや地域等の実態やその変化を的確にとらえながら、実施内容等について点検・評価し、その改善・充実を図っていく必要があります。

イ 人権教育の具体的推進について

人権教育の具体的推進にあたっては、教職員各々が全体計画を把握して取り組む必要があります。その全体計画をもとに、各学年及び各教科等における指導計画を作成し、具体的実践の方向を明確にすることが肝要です。その際、教科等の関連を重視し、相互に効果的な人権学習として進められるよう留意しておきたいものです。

人権教育推進計画の策定と具体的推進



(3) 教職員研修の充実

学校教育を推進していくうえで、教職員の資質能力は重要な教育諸条件の一つです。教職員の活動は、子どもの心身の発達や人格形成に大きな影響を及ぼします。人間尊重の精神を基盤としながら、「教職」に対する愛情、豊かな人間性や対人関係能力、コミュニケーション能力、ネットワーク能力等、さらには変化の時代を生きる社会人に必要な力量も兼ね備えていることが求められます。

子どもを権利の主体者として、一人一人の人間の尊厳を保障していくためには、教職員自身が人権や差別についての確かな理解と認識をもち、社会の現実課題を的確にとらえる技能や態度を身につけ、高めていくことが必要です。そのためには、一層充実した研修が大切であると考えます。

研修の内容について

ア 人権が尊重された教育を推進するための研修

人権が尊重された教育を推進するためには、教職員一人一人が確かな人権感覚を身につけることが大切です。子どもを理解するに際してはその生活背景までとらえ、子どもの立場に立って考え、その思いを受け止めるなど、同和教育が大切にしてきた子ども観、教育観などに学びたいものです。こうした子どもと接する姿勢等についての研修を今後も重視する必要があります。また、集団づくりのための適切な支援、子どもと「共に学ぶ」という観点を大切にした教職員の在り方や教育活動の具体的展開について研修を進めることも必要です。

イ 人権及び人権問題についての研修

子どもたちに豊かな人権感覚と確かな人権意識を培うためには、教職員自身が、人権や人権問題についての歴史的経緯や現状についての認識をもち、いることが必要です。そのためにも、人権についての概念、個別の人権問題やそれらがもつ独自性や共通性についての研修を重ねることを大切にしなければなりません。

また、子どもたちの発達段階に応じた適切かつ効果的な学習を展開するために、指導上の技術についての研修も重要です。

ウ 組織的な取組についての研修

各学校における教育活動は、教職員の共通理解を大切にして行われてきました。人権教育の効果的な推進にあたっては、教職員がそれぞれの特性と持ち味を生かしながら取組を組織化する必要があります。その際、個々の資質の向上に努めるとともに、相互に取組を交流し合うことが求められています。すべての教職員を対象とした研修、学年・校務分掌等を系統的につなげた研修などを効果的に進めたいものです。

現在、子どもを取り巻く環境の急激な変化の中で、家庭や地域社会の教育力の回復と創造が求められています。学校には、この両者をつなぐ役割もあります。地域社会に「開かれた学校」について、保護者や地域との連携の在り方をテーマとした研修も組み立てられなければなりません。

研修の形態について

ア 自発的な研修

教職員の資質能力は、教育者としての使命感、人間の成長・発達についての深い理解、専門的知識技能等、幅広いものがあります。勤務中での計画的な研修とともに、個人の自主的・主体的な研修が大きな成果をもたらします。

急激な社会の変化の中、新たな人権課題が生じています。自らの人権感覚を磨き、自己啓発に努めることが、今まで以上に必要となってきました。

教職員一人一人の資質能力は決して固定的なものではありません。経験を積み自らを高める意欲をもちたいものです。人権意識・人権感覚についても、自己啓発・相互啓発を重ねることにより高めることができると考えます。

イ 組織的・継続的な研修

国際化や情報化の進展の激しい時代にあって、教職員はそれに対応するための資質を日々向上させる必要があります。そのためにも、組織的・継続的な研修の機会を活用することが大切です。学校全体としての総合的な研修、学年等の小グループでの具体的な研修などを効果的に組み込むとともに、関係機関・団体が実施する各種の研修、地域や社会が行うイベント等にも積極的に参加し、研修の機会としたいものです。

研修の手法について

研修については、確かな知識・技能を習得するため、さまざまな手法が考えられます。これまでの知識伝達型にとどまることなく、参加・体験型の研修を取り入れるなどして、その成果が日常の教育実践に効果的に活用されるよう創意工夫することが必要です。

また、研修の評価を適切に行い、今後の研修の在り方・実施内容・方法等の改善に生かすことも大切です。



(4) 家庭・地域社会との連携

家庭との連携

人権教育の推進にあたっては、学校や家庭及び地域がそれぞれのもつ役割を担いつつ互いに連携した取組が展開される必要があります。

とりわけ、家庭は、子どもの人間的な成長にとって、その基礎的な資質や能力を培い、人格を形成する上で重要な場であり、人を大切にする人権教育の出発点でもあります。愛情と信頼に基づいて子育てをすること、偏見をもたず、差別をしない生き方を日常生活において実践することは、子どもたちに自他を信頼する力の基礎を育み、人権感覚を醸成するうえで重要な意味をもっています。

また、教職員と保護者が密接な連携を図ることも人権が大切にされる環境を整える取組として重要です。学校と家庭の接点として地域社会の教育に影響力をもつPTA等の団体は、子どもの人権意識の醸成にも大きくかかわってきます。

家庭の教育力を活性化させ、保護者等の主体的な活動を促すためにも、人権や子育てにかかわる情報提供・学習機会の提供、教育相談の充実などを積極的に行っていくことが求められています。

地域社会との連携

人権教育の推進にとって、地域社会の在り方やそこに存在するものの見方や考え方は、子どもの成長はいうまでもなく、人権意識の醸成にも大きな影響を与えます。子どもたちは、地域社会でさまざまな人と出会ったり、多様な価値観に触れたりしながら、他者を尊重する態度やさまざまな人々と共に生きていく姿勢を身につけていきます。その意味においても、人権を尊重する「地域づくり」に向け、地域社会と密接に連携を図っていくことが求められます。

また、学校では効果的な教育活動を展開するため、地域に「開かれた学校」づくりが進められていますが、今後さらに家庭や地域に積極的に働きかけ、その取組を多様に展開する必要があります。

学校を地域社会の共有財産ととらえ、地域に施設を提供したり、地域社会の多様な人材を学校教育活動の中で活用するなど、学校と地域とのつながりを深めたいものです。

地域諸団体とのネットワークづくり

子どもたちの学習環境を地域全体の中で整えることは、人権文化を創造するうえで大きな意味をもちます。

そのため、社会教育関係団体等の活動の充実が一層求められます。

地域には、さまざまな団体があります。それぞれが有している教育機能を学校に取り入れるため、学校が積極的に協力を求めていく必要があります。

例えば、ボランティア活動は、個人の自由意思に基づき、その技能や経験、

時間などを活用して社会に貢献する活動ですが、このような活動を進める団体と積極的に連携していくことは、子どもたちにとって人権を具体的に学ぶ機会を広げていくことにつながります。

また、地域にある企業等と互いに連携して学習を進めていくことは、しごとを通して人権の大切さを学んだり、自分と地域社会とのかかわりを発見するなど、地域に根ざした取組を進めるうえで重要な意味をもっています。学校教育活動の中に職場体験学習を取り入れたり、企業関係者を招いたりするなどの取組を積極的に展開していきたいものです。

地域の総合的な教育力を高め、子どもの「居場所」と「参画」の場を保障するためにも、地域ネットワークを整えていくことが求められています。

各校における人権教育推進計画の策定

○人権教育推進体制の整備

人権教育推進委員会等の設置
校務分掌等の整備と全校体制

○人権教育推進計画の策定

児童生徒の実態をとらえた推進計画
全教職員による具体的推進

教職員研修の充実

○研修の内容について

人権が尊重された教育を推進するための研修
人権及び人権問題についての研修
組織的な取組についての研修

○研修の形態について

自発的な研修と組織的・継続的な研修

○研修の手法について

さまざまな手法を用いた効果的な研修

学校と

家庭・地域とで

家庭・地域社会との連携

○家庭との連携

家庭に対する人権や子育て等
にかかわる情報・学習機会の提供

○地域社会との連携

地域ぐるみの取組の展開
地域社会の多様な人材の活用

○地域諸団体とのネットワークづくり

社会教育関係団体、NPO
や企業等との連携